

各障がい福祉サービス等事業所 管理者 殿

福岡県福祉労働部長  
(障がい福祉課障がい福祉サービス指導室)

緊急事態宣言後の障がい福祉サービス等事業所の対応について（通知）

1 月 13 日、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づき、緊急事態措置を実施すべき区域として福岡県が公示されました。

この緊急事態宣言後の事業所の対応については、別添の「緊急事態宣言後の障害福祉サービス等事業所の対応について」（令和 3 年 1 月 7 日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）等で示された取扱いをしていただくとともに、特に下記の御対応をお願いいたします。

記

- 1 障がい福祉サービス等事業所が提供する各種サービスについては、利用者の方々やその家族の生活を継続する観点から、十分な感染防止策を前提として、利用者に対して必要なサービスが継続的に提供されるようにしてください。
- 2 事業所における感染対策については、「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その 2）（一部改正）」（令和 2 年 10 月 15 日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）等において示された取扱いを徹底し、「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」や「障害福祉サービス事業所等における業務継続ガイドライン」を活用して感染防止に取り組んでください。
- 3 就労系サービスについては、「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について（第 7 報）」（令和 3 年 1 月 7 日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）で示されているとおり、在宅での効果的なサービス提供が可能である場合においては、在宅勤務（テレワーク）等でのサービス利用についても検討してください。

- 4 入所系サービスについては、施設の職員等を対象とした無料のPCR検査を令和3年3月下旬まで実施していますので、感染拡大防止に御活用ください。

(問い合わせ先)

福岡県福祉労働部障がい福祉課  
障がい福祉サービス指導室 指導係

電 話 : 092(643)3312

F A X : 092(643)3304